

Title	新井白石の「政治算術」：「白石建議」を読む(2)
Sub Title	Arai Hakuseki's Political arithmetic
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2013
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.106, No.3 (2013. 10) ,p.401(79)- 415(93)
JaLC DOI	10.14991/001.20131001-0079
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20131001-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

新井白石の「政治算術」

——「白石建議」を読む(2)——

寺 出 道 雄

(一) はじめに

本稿では、新井白石が、有効である経済政策とは如何なるものであると考えていたのか、また、その導出にあたっては如何なる方法が用いられるべきであるとしていたのか、について考察する。

その考察の素材としては、「白石建議」を主に用い、ときに白石の自伝『折りたく柴の記』を参照することにする。「白石建議」は、彼が徳川 6 代将軍・家宣、7 代将軍・家継、両政権の中枢にあり、経済政策の策定を主導していたときの著作である。したがって、本稿では、経済政策の策定者による経済政策方法論という、それだけでも興味深い作品を読むことになる。

以下、(二)の「海舶互市の料」では、「白石建議 六」のうち、「海舶互市新例」(1715 (正徳 5) 年)に結実していった、金銀の海外流出の制限政策を論じた、「本朝金銀銅外国へ入りし惣数の事」(1709 (宝永 6) 年かその後の著作。正確には不明。)を主として読む。そのことによって、白石が、経済政策を導出するにあたってとった手法を知るのである。「惣数の事」は、明治 40 年刊行版『新井白石全集』で 4 頁に満たない掌篇である。しかし、それは、彼が経済政策を導出するにあたってとった手法を、もっとも端的に示しているように思われる。主に貨幣政策が論じられている「白石建議」の四～八では、統計を用いた議論が盛んに行なわれている。その内でも、「惣数の事」は、彼の統計利用の方法を鮮やかに示しているのである。

つづく、(三)の「活法と死法」では、(二)での読みを受けて、金・銀貨の改鑄政策(正徳の改鑄は1714(正徳4)年。)を問題とした、「白石建議 四」(1713(正徳3)年)の一部を読む。そこでは、白石が、どのような経済政策が有効であると考えていたのかについて探ることにする。そのことは、(二)で見た金銀の海外流出の制限政策の方法論の根柢にある認識について知ることにもなるであろう。

最後の(四)の「おわりに」では、以上(二)、(三)での読みによって知り得た事柄について整理するとともに、それを簡単に論評する。

なお、本稿は、白石の議論の論理的な明晰性を問題とするものであるので、出来る限り叙述を簡潔にする。

(二) 海舶互市の料

白石が、貨幣材料である金銀銅の海外流出の問題に関わり始めたのは、徳川6代將軍・家宣の治世が開始された、1709(宝永6)年のことであった。彼は、『折りたく柴の記』において、こう回想する。

「御代つがれし初の年より、長崎港にて、海舶互市の料とすべき銅の数たらずして、交易の事行はれ難く、地下^{じげ}の人産業をうしなふ由、奉行所より告申す事ありて、某を召問はるる事あり。「たやすく論ずべき事とも覚えぬ。いかにもその事の本末、おもひはかりて後に申すべし」と答申す。⁽¹⁾」

そうした、白石が、「その事の本末、おもひはかり」した事柄を記したものが、「本朝金銀銅外国へ入りし惣数の事」一篇である。ここでは、その内容を、都合9項目に分けて詳しく読んでみよう。なお、以下での引用文中の数字等の誤りは、白石自身の誤記や計算の誤りであるのか、『全集』作成の段階での原稿の誤記や誤植であるのか、判別不能である。

i 白石は、まず、主に慶長期以来の歴史的事実を振り返り、その時期の金銀銅の海外への流出量に知り得ないものがあること、また、近年の数値でも知り得ないものがあることを述べる。

1-1 「一 慶長五年より前、上古よりの事はしばらく論ぜず。室町殿の代より信長秀吉兩代に至るまで、西国中国の地より外国に入りて⁽¹⁾金銀の数いかほどかといふ事をするべからず。(これ一つ。)」(p.240.)

——慶長5年は、1600年。関ヶ原の戦いの年である。

1-2 「一 慶長六年の夏、交趾の舶来たれり。……これ当家に及で海舶の来れる始也。これより正保四年迄四十六年が間、我国の金銀外国へ入りし事いかほどいふ事はしれず。(これ二つ。)」(p.240.)

——慶長6年は、1601年。正保4年は、1647年。したがって、この間46年である。交趾はトンキン。

(1) 『折りたく柴の記』p.281. なお、「御代つがれし初の年」とは、將軍・家宣の治世が始まった年。

1-3 「一 慶長六年の夏、外国の船我国へ来り始めて寛永元年迄二十四年の間は、九州の内いづれの浦々へも心ままに船をよせて商売したり。……長崎より外にての商売を禁ぜられし事は寛永二年に始れり。されば二十四年が間、諸国の浦々にて外船商売せし時とりゆきし所の金銀の数はしるべからず。(これ三つ。)」(p.240.)

——慶長6年は、1601年。寛永元年は、1624年。したがって、この間23年である。寛永2年は、1625年。1624(寛永元)年に、スペイン船の来航が禁止され、1639(寛永16)年に、ポルトガル船の来航が禁止された。最終的に平戸のオランダ商館が長崎に移されたのは、1641(寛永18)年である。

1-4 「一 慶長六年より寛永十一年迄三十三年の間は、御朱印船とて我国の商人ども……アマカワ、ノビスパン、シャム、安南、呂宋等の国々へ年毎にゆきて商売し、此外にも私にゆきてあきなふ事年々に絶ず。其時に我国の金銀をもちゆきし事其数いくらいふ事をしらず。(これ四つ。)」(p.240.)

——慶長6年は、1601年。寛永11年は、1634年。したがって、この間、33年である。1635(寛永12)年に、日本船の海外渡航が禁止された。

地名は、以下のとおり。アマカワ(天川)はマカオ。ノビスパンはメキシコ。シャムはタイ。安南はベトナム。呂宋はルソン。メキシコとの貿易は実現しなかった。

1-5 「一 寛永の初までは、今来れる国々

の外に、交趾、パンチャア、安南、呂宋、ノビスパン、イギリス、カレウタ、イタリヤ、アマカワなどいふ国々より、年ごとに来りあきなひしたり。其後耶蘇の法をいたく禁ぜられしより、これらの国々来る事をゆるされず。これらの国々へ持ゆきし金銀の数またしるべからず。(これ五つ。)」(p.240.)

——耶蘇教禁止を徹底するきっかけとなった島原の乱が起きたのは、1637(寛永14)年のことであった。

既出以外の地名は、以下のとおり。パンチャアはチャンパー(メコン川の下流域)か。イギリスはイギリス。カレウタはポルトガル人が用いた船。ひいてはポルトガル。イタリヤはイタリア。イタリアとの直接の貿易はなかった。

1-6 「一 寛永の初、耶蘇の法をいたく禁ぜられしより前かた三四十年が間、我国にて其法を信受せしものども、年ごとに其国々の師の許へ贈遣し礼物の金銀……いくらいふ事をしらず。(これ六つ。)」(p.240.)

1-7 「一 近年に至りて長崎にて商売の外、私の商売に(抜荷といふ事也)外国へ入りし金銀の数しるべからず。(これ七つ。)」(p.240.)

1-8 「一 慶長の初より今年に至て、対馬国より朝鮮へ入りし金銀の数いくらいふことを詳にすべからず。(これ八つ。)」(p.240.)

1-9 「一 いにしへより今に至て薩摩国より琉球へ入りし金銀の数いくらいふことを詳にすべからず。(これ九つ。)」(p.240.)

——白石は、長崎貿易のみでなく、対朝鮮・

対琉球（実質は対清国）貿易についても目を注ぐのである。

ii 次いで、白石は、正保期以降について知り得る金銀銅の流出量について述べる。

2-1 「此九條の外に、長崎一所より外国へ入りし金銀銅の大数まづしれし所左のごとし。」(p.241.)

2-2 「一 金、二百三十九万七千六百五十兩余。(正保五年より宝永五年迄凡六十一年の間外国に入りし大数なり。)」(p.241.)

——数値は、算用数字に直すと、2,397,650 両。正保5年は、1648年。宝永5年は、1708年。したがって、この間60年である。

2-3 「一 銀、三十七万四千二百二十九貫目。(正保五年より宝永五年迄凡六十一年の間外国に入りし大数なり。)」(p.241.)

——数値は、算用数字に直すと、374,229 貫目。正保5年は、1648年。宝永5年は、1708年。したがって、この間60年である。なお、明治以降の整備された度量衡では、1貫目は、3.75キログラム。

2-4 「一 銅、一億^(ママ)一万一千四百四十九万八千七百斤余。(寛文三年より宝永五年迄凡三十六年が間外国に入りし分なり。但し銅は慶長六年より寛文二年迄六十一年が間の事分明ならずといふなり。)」(p.241.)

——数値は、算用数字に直すと、114,498,700 斤。寛文3年は、1663年。宝永5年は、1708年。したがって「寛文三年より宝永五年迄」は、

45年になるはずである。慶長6年は、1601年。寛文2年は、1662年。したがって、この間61年。なお、明治以降の整備された度量衡では、1斤は、600グラム。

iii 白石は、次いで、「ii」の数値を用いて、統計が存在しない時代を含めての、金銀銅の流出量を推計する。

3-1 「謹按、長崎一所より外国に入り候所、六十一年が間の大数も右のごとし。ましてや前にしるせし所の、はかりしるべからざる九箇條の大数おもひやるべし。今しばらく法をたてて、長崎一所にて六十一年が間、外国に入りし大数を以て、かのはかりしるべからぬ九箇條の大数を推しはかるに。」(p.241.)

3-2 「一 金。七百十九万二千八百兩余。(慶長六年より正保四年迄四十六年が間に外国へ入りし大づもり。并に正保五年より此かたの惣数也。)」(p.241.)

——数値は、算用数字に直すと、7,192,800 両。1648(正保5)年から1708(宝永5)年までの数値は、2,397,650 両である。それを2倍すると、4,795,300 両。その数値を1601(慶長6)年から1647(正保4)年まで46年の数値の推計値として、前者と後者を足し合わせると、1601(慶長6)年から1708(宝永5)年までの推計値、7,192,950 両になる。

3-3 「一 銀。百十二万二千六百八拾七貫目余。(慶長六年より正保四年迄四十六年が間に外国へ入りし大づもり。并に正保五年より

此かたの惣数也。)] (p.241.)

— 数値は、算用数字に直すと、1,122,687貫目。1648 (正保5)年から1708 (宝永5)年までの数値は、374,229貫目である。それを2倍すると、748,458両。その数値を1601 (慶長6)年から1647 (正保4)年まで46年の数値の推計値として、前者と後者を足し合わせると、1601 (慶長6)年から1708 (宝永5)年までの推計値、1,122,687貫目になる。

3-4 「(右金銀の事は正保五年より宝永五年迄長崎一所にて外国へ入りし大数を二倍にして、両口を都合せしつもり也。)] (p.241.)

— 正保5年は、1648年。宝永5年は、1708年。

3-5 「一 銅。二億^(ママ)二千八百九十九万七千五百斤余。(慶長六年より寛文三年迄六十一年が間、外国へ入りし大づもり。并に寛永三年より此かたの惣数也。これは寛永三年より此かたの数を一倍せしつもり也。)] (p.241.)

— 数値は、算用数字に直すと、228,997,500斤。1663 (寛文3)年から1708 (宝永5)年までの数値は、114,498,700斤。それが、1601 (慶長6)年から1662 (寛文2)年までの数値に等しいと推定し、2倍すると、1601 (慶長6)年から1708 (宝永5)年までの推計値、228,997,400斤⁽²⁾になる。

なお、以上の推計において、白石は、金銀について、統計が存在する時期の流出量の2

倍を、主には徳川初期における流出量である
と見積もっている。その2つの時期の長さも
考慮すると、彼が、徳川初期において、その
流出が特に激しかったと考えていたことが分
かることになる。

iv 白石は、以上の推計をもとにして、金
銀の流出の全体像をまとめる。

4 「右は慶長六年より宝永五年迄百七年
の間、我国の金銀銅外国に入りし所の大数
也。この大数を以て推す時は、外国に入り
し金は、只今我国にある所の金の数三分一
が一に当れり。(我国只今の新金は……大数二
千万両に近し。)銀は只今我国にある所の数
よりは二倍ほど多く外国に入りし也。(我国
の口銀の数四十万貫目ならではなしといふ。し
かるに外国へ入りし数百二十万貫目ちかくな
れば、我国の銀は事の他に減ぜし事なり。)但し
此大数はよほど引入れたるつもりなるべし。
凡ソ外国に入りしところの金銀銅の総数、こ
れよりは猶おびただしき事にや。」 (p.241.)

— 3-2 で推計された、約719万両を約
2,000万両で割ると、約0.36 (約3分の1) 倍
になる。また、3-3 で示された約112万貫を
40万貫で、割ると2.8 (約3) 倍になる。

したがって、「銀は只今我国にある所の数よ
りは二 (原文「貳」) 倍ほど多く外国に入りし
也」とした、銀の流失量に関する白石の計算
結果には、誤りがあるように思われる。それ

(2) 本文には「寛永」の年号が出てくるが、ここで「寛永」が出てくる必然性はない。それは「寛文」の誤植であろうと思われる。

は、上記のように、「只今我国にある所の数よりは」三倍ほど多く、としなければならぬのではなからうか。

白石は、『折りたく柴の記』において次のように述べる。

「当家代をしろしめされて、海舶互市の事始しより、此かた、凡ソ百余年の間、我国之宝貨、外国に流れ入りし所、すでに大半を失ひぬ。金は四分が一、銀は四分が三をうしなへり。⁽³⁾」

ここでは、計算は、過去の金・銀量を基準としてなされている。金の4分の1が失われたということは、4分の3の金が残されているということである。したがって、現存する金量を基準とすると、「我国にある所の金の数三分一が一」が失われたことになる。同様に、銀の4分の3が失われたということは、4分の1の銀が残されているということである。したがって、失われた銀は、残された銀の3倍であることになるのである。⁽⁴⁾

v 以上の推計を踏まえて、白石は、中国の歴史的経験について述べる。

5 「異朝ノ宝貨、古今の事を按ずるに、漢の代ほど黄金多かりし代はあらずと申伝へたり。その後代々を経て次第に金銀すなくなりしほどに、宋の代の中比^{こひ}より交鈔と

いひて我国の紙銭の如くなる物を用ひて国用を通ずる事になりて、元朝に至てはもつばら此交鈔ばかりを通じ用ひ、明朝に及んで銅銭を以て交鈔に雑へ用ひて今に至れり。これ漢代より後に金銀銅共に世に出る事多からぬが故也。」(p.241.)

——白石は、交鈔の採用を金銀の減少によるものと捉えるのである。

なお、明代には、初期には、白石が述べるように、紙幣や銅銭が主に流通していた。しかし、その後、日本銀やメキシコ銀の流入によって、銀の流通が盛んになった。16世紀の中頃に税を銀納する「一条鞭法」が採用されたのは、そうした背景をもってであった。

vi 白石は、つづいて、中国においてそうした金銀の減少をもたらした資源論的根拠と歴史的経緯について述べる。

6-1 「かの国代々の人の論ぜし所は、凡そ金銀の天地の間に生ずる事これを人にたとふれば、骨のごとし。その余の宝貨は皆々血肉皮毛のごとくなり。血肉皮毛は傷れきずつけども又々生ずるもの也。(米穀布帛をはじめてもろもろの器物等皆しか也。)骨のごときは一たび折れ損じてぬけ出デぬれば二たび生ずるといふ事なし。金銀は天地の骨也。(五行のうち木火土水は血肉皮毛也。金は骨なり。)これを採りし後には二たび生ずる

(3) 『折りたく柴の記』 p.281.

(4) ここで、「三」とすべきものが「貳」とされていることについて、両字の字形の違いが明瞭であるので、白石の誤りであるとした。しかし、これも正確には、理由は不明である。

なお、引用文中の「□」は、原史料の判読不能個所に『全集』編者が付したものである。

の理なし。ここを以て上古より漢代に至るまでこれを採得し後、中国の金銀ふたたび生ずる理なしといへり。」(p.242.)

——「米穀布帛」を始めとした、他の財が、「血肉皮毛」のように、「傷れきずつけども又々生ずるもの」であるのに対して、「骨のごときはたび折れ損じてぬけ出デぬれば二たび生ずるといふ事なし。金銀は天地の骨也」と言える。すなわち、金銀の資源としての非更新性・枯渴性が強調される。白石は、大まかに言えば、当時の経済を、金銀といった金属からなる、非更新的・枯渴的な財と、「米穀布帛」のような、更新的・非枯渴的な、植物由来の財からなる経済であると捉えるのである。そうすると、日常消費する通常の意味での財は、更新的・非枯渴的であるが、そうした財の流通を規律する貨幣財である金銀は、非更新的・枯渴的な財であることになる。

6-2 「漢代にさばかり多かりし金銀の後代に及でうせはて候事は、五胡、五代、遼、金、元の代々の乱に夷狄の地へとりゆき、又海外諸国の商売のためにうせたり。」(p.242.)

——「米穀布帛」を始めとした財が更新性・非枯渴性をもった財であるのに対して、金銀は非更新的・枯渴的な財である。もともと、一般の財が消費すれば消失してしまうのに対して、金銀は、貨幣材料として用いても、宝飾品として用いても、多少の磨滅を無視すれば、消費によって消失してしまうことはない。一

旦生産された金銀が、減少・消失するのは、貢納や貿易によって、それらが自国の市場から失われ、外国に流失してしまうからである、と白石は捉える。

vii つづいて、白石は、日本の金銀銅の産出史を一瞥する。

7-1 「これらの論によりて我国の事を考るに、此国ひらけ始りしよりのち千余年が間は金銀銅出る事もなく、……そののちこれらの宝貨我国に出しかど其数は殊にすくなかりし事また千年に及べり。」(p.242.)

——白石は、「白石建議 六」の「本朝金銀銅出し事」では、日本で銀が初めて産出されたのは、天武天皇治下の652(白鳳3)年、銅が初めて産出されたのは、元明天皇治下の、708(和銅元)年、金が初めて産出されたのは、聖武天皇治下の740(天平21)年のことである、と認識していた。⁽⁵⁾ここで「千余年」という計算は、「人皇」による統治の始まりを起点としている。

7-2 「我神祖の起り給ふに至りて、天地も其功をたすけさせ給ひしと見えて、我国の金銀銅の出しこと、……万国の中にかかるとしをきかず。」(p.242.)

——「本朝金銀銅出し事」では、次のように述べられている。

「謹按、佐渡、石見、伊豆、奥州の南部よ

(5) 「白石建議 六」「本朝金銀銅出し事」p.236.

り金銀を出せし事、古にきかず。当家代をしろしめされ候初めより出候事、本朝の古よりつみにきかざる所也。これより此かた百年の今に至て、我国の金銀万国のすぐれ多くして財用の豊かなること、……外国にも類なき事共也。⁽⁶⁾」

「我国天地の運、慶長五年より新たに開け初り。⁽⁷⁾」

7-3 「しかりとはいへども、我国土の骨一たび出てぬればふたたび生ずべからざる理也。此のち千万年を経るとも神祖の御時のごとくに金銀銅の多く出ることあるべからず。(漢の代より後の事を以てをしはかるべきもの也。)」(p.242.)

——白石は、徳川の初期に、家康の鉱山開発政策によって、金銀の産出が盛期を迎えたことに注目する。「神祖」は、家康のことである。しかし、彼は、金銀の非更新的・枯渇的な資源的特性からして、そうした豊富な産出は一時的なものであると見做すのである。

viii 白石は、徳川初期に豊富であった金銀は、減少をつづけるとする。

8 「しかるに、それよりのち百余年が間、外国に流れ入りし所の数、かの五胡、五代、遼、金、元の代々にとほしき中国の金銀を、夷狄の地へとりゆきし数にくらぶれば、猶万々多かるべし。かくて此後も今迄の事のごとくに毎年拾四五万両をうしなひなば、十年にして百四五拾万両をうしなひ、百年にして千四五百万両をうしなふべし。……さらば聖子神孫十世二十世の御後には我国にて用ひ給ふべき金銀銅とほしき事かの異朝の事のごとくなるべし。」(p.242.)

——この点、『折りたく柴の記』では、次のように、より端的な推測が述べられている。

「これより後、百年を出ず、我国の財用ことごとく⁽⁸⁾竭なむことは、智者を待ずして、其事明かなり。」

——9-2 で見る、銀表示での海外流出量12,000貫目を、当時の金高銀安の実勢を考慮して、金1両=銀80匁として金表示に換算すると、150,000両となる。

ix 以上の考察から、金銀の海外流出の制限を行なうべきこと、すなわち金銀の流出量の上限を設けるべきこと、そうした政策は、輸入品価格の高騰という代償を払ってでも実施されるべきこと、が主張される。

9-1 「すべて異国の物の中、薬物は人の命すくふべき物なれば、一日もなくてはかなふべからず。これより外無用の衣服玩器の類の物に、我国開け始りしより此かた、神祖の御代に始めて多く出たりし国の宝をうしなはむ事返す返すも惜むべきの事也。」

(6) 同上, p.237.

(7) 同上, p.236.

(8) 『折りたく柴の記』 p.282.

(p.243.)

9-2 『折りたく柴の記』では、白石は端的に次のように述べる。

「我国の宝貨、当時世に通じ行ふほどをも、また毎年諸国より産し出すほどをも、其数をはかりくらべて、唐山^{ならびに}西南外洋の国々、朝鮮、琉球等に渡さるべき歳額を酌り定めらるべき事なり。」⁽⁹⁾

「たとひ我国中でにうりかふ所の物の価は、増し倍さむにも、我国万世の貨を傾^{かたむけつく}竭して外国に渡されむよりは、其憂は猶少しき⁽¹⁰⁾にこそあれ。」

——こうした白石の議論によって設けられたのが、「海舶互市新例」(1715(正徳5年))であった。そこでは、年あたりで、唐船貿易は、船30艘、御定高銀高6,000貫目、蘭船貿易は、船2艘、御定高金高50,000両(銀高3,000貫目)とされた。ちなみに、「新例」以前の輸出高は、唐・蘭合計銀高12,000貫目であった。また、密貿易を防ぐために、正規の貿易に従う唐船には「信牌」(入港許可書)が交付された。

なお、ここで、白石が、輸入品である薬種や絹布の国産化を図ろうとする、家宣の計画に賛意を表していたことを追記しておこう。⁽¹¹⁾彼の構想は、単に、金銀の海外流出の制限に限定されるものではなかったのである。

9-3 「我国万代の後の代迄の事を思しめされ、神祖の御心をもて御心となされんには、……をのずから神祖の御後は天地と共に長く久しくおはしまして、その世々も民ゆたかに国おさまりぬべき事、掌を見るがごとくなるべし。」(p.243.)

——白石は、極めて長期的な視野からすれば、そうした金銀の海外への流出制限政策が肯定されることを述べるのである。

なお、白石は、同じく極めて長期の時間に関して、「今より百年千年の後、次第に時代も下りて人の心も俗もうすくなりゆかむには、世はいかなるべき事にや」(pp.242-243.)と述べる。時代の進展につれて、人間相互間の関係が希薄になっていく傾向があることを指摘するのである。ここには、元禄期以降のインフレーションの時代を経験した彼の、濃厚な人格的關係である、封建的な人間関係の弛緩への危惧が垣間見えると言える。

さて、以上で読んだ「本朝金銀銅外国へ入りし惣数の事」の論理構造を、簡潔にまとめてみよう。言うまでもなく、ここでは、白石の議論の構造を問題とするのであって、彼の挙げる現状の数値や過去についての推計量そのものの是非を問題とするのではない。

そうすると、それは以下ようになる。

- i 1において、歴史的な統計が存在しない時代の、金銀銅の海外流出に関する歴史

(9) 同上, pp.282-283.

(10) 同上, p.283.

(11) 同上, p.284を参照。そこで問題となったのは、主に薬種と絹布である。家宣は、京都奉行に命じて、絹布を試作させた。

的事実を挙げる。

- ii 2において、歴史的な統計が存在する時代の、金銀銅の海外流出の数値を挙げる。
- iii 3において、2の時代の数値を基礎として、1の時代における金銀銅の海外流出量を推計し、1・2の時代を合せた海外流出量の総計を挙げる。
- iv 3と現存する金銀の量の推測から、4において、現存する金銀のどれほどの割合が、歴史を通じて海外に流出したかについての推計を挙げる。
- v 5において、中国における金銀銅の減少の歴史的経験を述べる。
- vi 6において、金銀銅の海外流出の問題の重要性についての資源論的根拠を述べるとともに、中国の歴史的経験から金銀の海外流出の主因を述べる。
- vii 6で見た中国の歴史的経験を念頭において、7において、日本の金銀銅の産出と海外流出について振り返る。
- viii 6・7および、近年の金の海外流出量から、8において、金の海外流出量の将来予測を挙げる。
- ix 以上、1～8の考察から、9において、金銀の流出を制限する政策をとるべきことと、そのあるべき基本線を述べる。また、その政策が、輸入品の価格の高騰という代償を払ってでも実施されるべきことを述べる。

以上の要約的整理からすれば、白石の議論が、次のような特質をもっていたことが分かるのである。

- ① 金銀の海外流出の問題に関して、根底的（資源論的）な根拠を明示している。
- ② 統計とそれにもとづいた推計によって、問題に関して、数量的側面を明示している。
- ③ 問題に関して、外国（中国）の歴史的経験を参照している。
- ④ 問題に関する新政策を採用した場合の負の「副作用」を考慮した上で、その新政策が提唱されている。

そうした白石の議論の特質を理解した上で振り返れば、「i」～「ix」に示された論理構造が、間然する所のないものであることが分かるであろう。それは、入手可能な統計を駆使するとともに、歴史的な傾向性への目配りを忘れない、周到なものだったのである。さらに要約的に言い換えれば、白石の議論は、問題の過去・現在・将来を見据えた上でのものであったのである。

（三）活法と死法

1 以上のような白石による金銀の海外流出の制限政策についての議論は、より根本的には、どのような認識に支えられていたのだろうか。その場合、彼の認識を端的に示すのが、「大数・小数」および「活法・死法」という、2組の対概念である。

白石は、その2組の対概念について、「白石建議 四」において次のように述べるのである。

「凡天下の物には其数なき物もなく、天下の事には其法なき事はあらず候。然れども其小数をのみ測識候て其大数ある事を知ら

ず候へば、必ずその数の差出来たり。其死法をのみ執守候て、その活法ある事を知らず候へば、必らず其法の幣出来る事よのつねの事にて候。」(p.192.)

白石は、こうも述べる。

「小数、大数、死法、活法と申すことをよくよく聞召わかたるべき御事に候。近世以来金銀の法をあやまり候は、此の義の明らかならざる故にて候。」(p.192.)

「近世以来」とは、近年の意味。したがって、白石は、元禄・宝永期の金・銀貨の改鑄政策を、小数・大数、死法・活法という概念を理解しなかったがゆえに生まれた誤った政策であるとするのである。⁽¹²⁾

それでは、まず、小数・大数という対概念は何を含意しているのでしょうか。

「(算術にてしられ候べきは小数にて候。算術にてはかりしられぬはすなはち大数にて候。)」(p.192.)

「(小数とは見数にて算盤の上にはあらはれ候てかぞへしるべき数に候て、大数とはいまだ算盤の上には見え来らず候へども、天地の間にその大算数のある事にて候。此故に、小数におも

ては算術に精しきものはかぞへつくすべく候へども、大数に至ては理に明らかなる人にあらざしてはわかまへ知る事も難く、又其説を承候人もよく信じ用ゆる事も難かるべき事に候。)」(p.192.)

これらの説明だけではやや分かりにくいので、次の説明を読んでみよう。

「(暦数の学の事近世に及び其学精しくなり候は、毫釐もたがへ候はぬほどになり候へども、必ず久しからずして其たがひ出来る事にて候。其故は算術には限りある事にて、天地の大数におもては算術を以てはかりしられぬ所候故の由申伝候。)」(p.192.)

ここで白石が述べていることは、次のようなことである。「暦数の学」(天文学)の発展によって、極めて精緻な暦が作られるようになった。しかし、その「暦数の学」は、「天地の大数」(天文の法則)を十全に極めていえるとは言えない。したがって、現在の暦もいずれは狂いを見せてくるであろう。⁽¹³⁾

このような彼の説明からすると、「大数」とは、事物の原理性・法則性を体現する数——あるいは、そうした原理性・法則性そのもの——のことであることになる。一方、「小数」

(12) 引用文において、「聞召わかたるべき御事に候」とされているのは、「建議」が将軍への上申文であるからである。

(13) ここでの白石の天文学観は、厳しすぎると言えるであろう。白石も、天文学を算盤上の技術と見做す通弊を免れなかったことになる。

渋川春海によって日本独自のものとして作られ、1685(貞享2)年に採用された貞享暦は、その後70年に渡って用いられた。白石が言及しているのは、その貞享暦のことであろう。

なお、前節で見た計算の結果からすれば、白石自身はあまり算盤が得意ではなかったようである。もっとも、年数について言えば、一世一元ではなく、元号がしばしば変わる時代において、年数を計算することは意外に煩雑な操作であるのだが。

とは、事物の原理性・法則性を体現していない、単なる一時的な現象を示す数のことであることになる。

そうした現象的な数である小数は、表層的に観察可能であり、「算盤の上にはあらはれ候てかぞへしるべき数」なのである。一方、原理的・法則的な数である「大数」は、「いまだ算盤の上には見え来ら」ない。それは、単に現象の認識によって掴み得る存在ではなく、「理に明らかなる人にあらずしてはわきまへ知る事も難」いのである。

ここで、「数(すう)」という言葉は、「数(かず)」という意味ともに、本文にも出てくる「理」を類義語とする、「道理」という意味をもっていることに注目しておこう。すなわち、単純化して言えば、「大数」とは「理の発現」あるいは「理の発現を示す数」のことなのである。なお、「理」は「気」とともに宋学の最重要概念であるが、ここでの「理」は、特に宋学的意味を帯びてはいない。

——こう考えてくると、前節の「iv」での引用における「大数」という概念は、単に、「概数」という意味でのみ用いられているのではないことになる。それは、白石自身が「法をたてて」、すなわち推計の原則をたてて算出したと言っているように、金銀銅の資源的特質を根柢においた、また、中国の歴史的経験によって裏づけられもした「数」であり、事物の法則性・傾向性を体現するものとして、推計された数なのである。そうした「理」の発現としての「大数」を捉えることが、白石の最初の課題であったのである。

2 それでは、次に、活法・死法という対概念は何を含意しているのだろうか。

「(死法と申す事は死したるものごとくに、そのはたらきなき法にて候。活法と申す事はいきたるものごとくに、その機に応じ候てはたらきある法を申候。)」(p.192.)

この点については、白石が、貨幣政策に関連して分かりやすい例解を行なっている。

「(貨の数多くして其価軽くなり物の価重くなり候へば其貨を減じ、貨の数すくなくして其価重くなり物の価軽くなり候へば其貨の数を増し候ごとくなるは、すなはち活法と申すものに候。)」(p.192.)

白石は、「天地の間に生じ出候ほどの物、其品貴きものは必らず其数少なく、其数少く候故に其価も高く、其品賤しきものは必らず其数多く、其数多く候故に其価もやすく候事、相定りたる事に候」(p.191.) という、需要供給論の原型とも言える価格論をもっていた。白石が、金・銀の流出制限によって輸入品が減少すれば、それらの価格が高騰するとしていたのも、そうした価格論による。その価格の一般論を貨幣という特殊な財に適用すれば、次のように言えることになる。

「凡そ物の価重く候ことは、貨の価軽きにより候て、貨の価軽くなり候事は、其の数多きが故に候へば、法を以て其貨を取めて其数を減じ、又物の価軽く候ことは、貨の価重きにより候て、貨の価重くなり候事は其の数少なきが故に候へば、法を以て其貨を出

して其数を増し、貨と物とに軽重なきごとくに其価を平かにし候時は、天下の財用ゆたかに通じ行はれ候由相見え候。」(pp.191-192.)

この白石の説明は、ごく簡単な交換方程式、

$$M = PT$$

ここで、M：貨幣数量。P：物価水準。

T：財の総取引量。

を参照すれば、簡単に理解できる。

総取引量 T を所与で一定であるとして、貨幣数量 M が大きければ、物価水準 P は高い。すなわち、貨幣価値は低い。一方、貨幣数量 M が小さければ、物価水準 P は低い。すなわち、貨幣価値は高いのである。したがって、こうした因果関係のもとで、「天下の財用ゆたかに通じ行はれ」るようにするための「活法」とは、「(貨の数多くして其価軽くなり物の価重くなり候へば其貨を減じ、貨の数すくなくして其価重くなり物の価軽くなり候へば其貨の数を増し候)」ことなのである。ここで、市場で流通する財の量は操作可能ではないが、金・銀貨の量は操作可能であることに、注意しておこう。

—このように、「活法」とは、「相定りたる事」、すなわち事物の法則性(「大数」・「理」)に則っており、そうであるが故に「はたらきある」法、すなわち有効な経済政策のことである。一方、「死法」とは、事物の法則性(「大数」・「理」)に則っておらず、そうであるが故に「はたらきなき」法、すなわち有効ではない経済政策のことである。その場合、白石が、経済政策を策定するに当たって、事物の論理的法則性を重視するとともに、前項で見たように、

その論理的法則性を具現した歴史的経験を参照することを重視していたことに、注目しておこう。白石が、中国の歴史的経験をもって、日本の事態を「をしはかるべきもの」であるとしていたのは、その端的な表現である。

3 「海舶互市の料とすべき銅の数たらずして、交易の事は難く、地下の人産業をうしなふ」という現状が、白石の金銀銅流出問題への取り組みの契機であった。そうであるなら、一見すれば「海舶互市の料とすべき銅の数」を増して、外国貿易額を増し、「地下の人」に「産業」を与えることが「仁政」であることになる。しかし、白石は、そうした政策を「活法」とは考えなかった。

そうした政策は、金銀銅の非更新性・枯渇性という資源的特質を根柢としてもいず、また、中国の歴史的経験によっても裏付けられない政策なのである。彼が追究したことは、むしろ、問題についての「大数」を把握した上で、「我国の宝貨、当時世に通じ行ふほどをも、また毎年諸国より産し出すほどをも、其数をはかりくらべて」、海舶互市の料を決定していくことだったのである。

(四) おわりに

人間の経済も、その基礎にある自然も、法則性(「理」)を帯びた存在である。人間は、その法則性そのものを変化させることは出来ない。しかし、人間が、その法則性を認識することは、しばしば限定的にはあっても、可能である。白石によれば、そうした法則性で

ある「大数」に正しく則った政策が、「活法」、すなわち有効な経済政策であり、則らない政策が、「死法」、すなわち有効でない経済政策であった。

白石は、問題の根柢的（資源論的）根拠を把握し、統計とそれにもとづいた推計によって、問題の数量的側面を示し、かつ、問題に関し、歴史的経験を参照して、経済政策を導出したのである。その場合、白石が、統計の存在しない時代の数値について、存在する統計を用いて推計可能であると考えたのも、彼が事態に法則性を認めていたからに他ならないと言えるであろう。

白石が直面した徳川時代の経済は、非更新的・枯渴的な資源である金属を原材料とする貨幣が、更新的・非枯渴的な存在である植物を原材料とする財の流通を規律する経済であった。そうした経済を前提とすれば、彼による金銀の海外流出の制限政策は、「天下の財用ゆたかに通じ行はれ」のようにするための経済政策として正鵠を射たものであった、と言え⁽¹⁴⁾る。白石は、市場を中心とした経済を想定していたわけではないが、その経済に存在する市場については、市場として円滑に運営されるべきであると考えていたのである。その場合、そうした目的をもった経済政策を説いた、「本朝金銀銅外国へ入りし惣数の事」の論理構造は、18世紀初頭の思考として異例のもので

あった、と言えるのではあるまいか。それは、日本における「政治算術」political arithmeticの範例であった。

（経済学部教授）

参 考 文 献

- 新井白石（1977）「白石建議」以下に所収。『新井白石全集』第六卷，国書刊行会。（同書は、明治40年刊行の『新井白石全集』第六卷の印影による復刻版である。）
- （1999）「折りたく柴の記」（松村明校注）岩波文庫。
- 太田勝也（2000）『長崎貿易』同成社。
- 寺出道雄（2013）「新井白石の貨幣政策論——「白石建議」を読む——」『三田学会雑誌』106巻1号。
- W. ペティ，大内兵衛・松川七郎訳（1955）『政治算術』（W. Petty, *Political Arithmetic*, 1690.）岩波文庫。
- 森岡美子（1986）「正徳長崎新例」以下に所収。『国史大辞典』第七巻，吉川弘文館。
- Wrigley, E.A. (1988) *Continuity, Chance and Change: The Character of the Industrial Revolution in England*, Cambridge University Press.

*以上の「参考文献」において、新井白石の著作を除いて、寺出（2013）の参考文献と重なるものは掲載しなかった。それらについては、同稿の「参考文献」を参照されたい。

(14) 「鎖国」政策の放棄の主張を、18世紀初頭のしかも幕政の中枢にいた人物であった白石にもとめることはできない。

なお、こうした金銀の海外流出の制限政策は、やはり白石が主導した正徳の改鑄における金銀の必要と関連していた。特に、正徳の改鑄が、銀貨の良鑄を焦点としていたことは、銀だてでの対清国貿易の削減に帰結していった。

「建議」からの引用において、旧漢字は新漢字に直した。また、原文には句読点が打たれていないが、それは、筆者が加えた。「く」の字状の繰り返し記号等は字による繰り返しに変えた。闕字は無視した。小字で記された、注にあたる文章は、(・)に入れてやや小さいポイントで記した。小字である、武家の一人称、「^{それがし}某」や「カタカナ」での送り仮名についても本文と同じポイントで記した。「建議」からの引用頁は、引用の直後に(・)で示した。読み仮名は全集版のものに加えて、筆者が補足

を行なった。

「本朝金銀銅外国へ入りし惣数の事」からの引用頁は、引用の直後に(・)に入れて示した。

なお、「iv」で述べた白石による「計算違い」について、本誌チェッカーより、近世語の「倍」の用法からすれば、白石の表現は正しく、「建議」の叙述と『折りたく柴の記』の叙述とに矛盾は生じない旨、有効な指摘を頂いた。本文を訂正してしまうことなく、このように明記することが、綿密なチェックに深謝する所以であると考え、追記する。